

1 開催日 平成 25 年 2 月 26 日（火）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 1 号 平成 25 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

平成 24 年度一般会計 3 月補正予算

平成 25 年度一般会計当初予算

高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例議案

高知市立公民館条例の一部を改正する条例議案

不動産取得議案

和解に関する議案

日程第 3 市教委第 2 号 第 4 次高知市スポーツ推進計画の諮問について

日程第 4 市教委第 3 号 高知市立学校教職員に係る措置について

4 報告

「体罰実態把握調査」の実施について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	学校教育課長	土 居 英 一
	スポーツ振興課長	和 田 義 直
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

1 平成 25 年 2 月 26 日（火） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから，第 1107 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は，松原教育長お願いいたします。

それでは，議案審査に移ります。

まず，日程第 2 市教委第 1 号「平成 25 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。事務局から一括して説明後，それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の秋沢でございます。

3 月議案に提案予定の議案について説明いたします。

お手元に配布の別紙資料「平成 25 年 3 月定例会提出議案一覧」をご覧ください。

3 月議案に提案予定の議案は，24 年度補正予算議案 11 件，25 年度当初予算議案，予算外議案として，条例議案が 2 件，不動産取得議案が 4 件，そして和解に関する議案が 1 件でございます。

始めに，補正予算議案でございます。

の教育基金積立金でございます。内容は，平成 24 年 12 月に本市教育振興のために寄付していただきました 100 万円を教育基金に積み立てるものでございます。今回の積立てにより，基金の残高は約 2,700 万円となっております。

次に，派遣職員負担金でございます。平成 20 年 4 月 1 日から高知県競馬組合の経営改善のため，職員の派遣を受け入れておりまして，その受入れに伴う人件費を競馬組合に対して負担するものでございます。なお，職員派遣に関する協定書に定める交流期間は，平成 25 年 3 月 30 日までとなっております。今回の負担金については，平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 30 日までに係る人件費相当分とし，本人は今年度末で定年退職となりますが，退職手当については競馬組合が負担いたします。

次に，の小学校及び中学校の耐震補強整備事業費でございます。内容は，第 2 次耐震診断の結果から，大地震により倒壊等の恐れがあると判定された五台山小学校，一ツ橋小学校及び三里中学校のそれぞれ屋内運動場計 3 棟の耐震補強工事を実施するものでございます。この 3 棟については，平成 26 年度以降に耐震補強工事を実施する計画でございましたが，先の東日本大震災のこともあり，少しでも早く学校施設の耐震化を完了するために，国の予備費等を活用することにより，平成 24 年度に予算の前倒しを行い，25 年度の 2 学期から工事に着手し，26 年 2 月の完成を予定しています。なお，この事業は 24 年度内に完了することができませんので，25 年度への繰越を予定しているところでございます。

次に，の事業でございます。これらの事業につきましては，高知市の方針として，国の補正予算の成立後に国費の事業採択がされることを見込んだうえ，今回の議案として提案している事業でございます。仮に，国費の事業として採択されなかった場合は，平成 25 年度の補正予算において再度議案として提案される可能性がある事業が含まれていることをご理解ください。

まず，の小学校の防災機能強化事業費でございます。内容は，震災後の津波発生時に，潮江小学校の児童及び地域住民等が中舎の屋上に避難できるように，屋上までの外部階段，屋上フェンスの整

備等を行うものでございます。潮江小学校については、浸水被害が想定されている潮江中学校区において、唯一津波避難ビル指定校舎が整備されてないことから、学校、保護者及び地域の方々から、校舎屋上へ避難できるよう整備してほしいと要望が出てきたところでございます。なお、この事業は年度内に完了することができないため、平成 25 年度への繰越を予定しております。

～ の学校施設の買取り事業でございます。この 4 件の買取り時期は、今議会閉会后の 3 月 29 日を予定しております。なお、後ほどご説明いたしますが、この買取りに関連する不動産取得議案を今議会に提出しております。

まず 初月小学校屋内運動場プール改築事業費でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社により、平成 11・12 年度に先行整備を行いました初月小学校の屋内運動場及びプール付棟等を同公社から 5 億 3,652 万円以内で買い取るものでございます。

朝倉第二小学校建築事業費でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社により、昭和 57・58 年度に先行整備しました朝倉第二小学校の昇降口・渡り廊下棟及び特別教室棟の一部について同公社から 4 億 8,044 万 3,000 円以内で買い取るものでございます。

次に、の布師田小学校増築事業費でございます。内容は、学校建設公社により昭和 56・57 年度に先行整備しました布師田小学校の特別教室棟の一部及び体育倉庫について、同公社から 3 億 2,529 万 9,000 円以内で買い取るものです。

養護学校増築事業費でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社により平成 10 年度に先行整備しました養護学校の特別教室棟を、同公社から 5 億 8,082 万 7,000 円以内で買い取るものでございます。

春野東小学校屋内運動場改築事業費でございます。この事業は、平成 24 年度の当初予算において 24・25 年度の 2 か年の継続費を設定することにより、平成 25 年 12 月完成に向けて春野東小学校屋内運動場を改築するものでございます。先ほどご説明しましたとおり、国の補正予算成立後の国費の事業採択がされる可能性がありましたことから、24 年度への予算の前倒しをするために、今議会において継続費の年割額の変更及び財源の組換えを行うものでございます。

最後に、繰越明許費の設定についてでございます。内容は地方自治法第 213 条の規定により、平成 24 年度内に支出が完了しない見込みである 8 つの事業について、平成 25 年度への繰越予算の上限額を設定することについて承認をいただくものでございます。

次に、平成 25 年度教育費予算についてでございます。資料 5 ページ平成 25 年度教育費予算の概要を見ていただきながら、新規事業、重点事業を中心に説明いたします。

平成 25 年度予算編成については、公債費の高止まりや扶助費の増加が続いており、新財政再建推進プランで 39 億円の収支不足が見込まれるほか、財政健全化に向けて、収支改善策に取り組みますとともに、南海地震対策に最重点を置き、地域や市民生活に密着した社会資本整備にも留意しながら、高知市総合計画第 1 次実施計画に搭載した施策、実施事業を着実に推進するための予算の確保を基本的な考えとしたところでございます。個々の事業の目的を深く問い直される等、厳しい予算折衝となり、25 年度の教育費予算については、最終的には、総額 94 億 8,048 万 8,000 円で、前年度と比較すると、金額で 1 億 9929 万 9,000 円、率で 2.1%の減少となっております。

この減少の原因は、平成 25 年 11 月までに解散を予定しております学校建設公社の長期借入金の利息負担金として毎年予算化している 4 億円が、25 年度予算には計上されておきませんが、それがマイナスの主な原因となっております。

まず教育総務費でございます。この中の教育指導費では、新規事業費として保幼小連携推進地区指定事業費、生徒指導充実事業費を掲載しておりますが、のちほど重点施策事業の概要のところでご説明いたします。

次の小学校費、中学校費ですが、学校管理費の新規事業として学校安全対策事業費がございますが、それについても、後ほど重点施策事業の概要の中で説明いたします。同じく学校管理費において、学校図書館空調設備整備費として、小・中学校費合わせて、580 万円を計上しております。学校建設費

では、防災機能強化事業費として、大津小学校への校舎屋上への避難のための外部階段やフェンス等を設置していきたいと考えています。

次に、高等学校費では、新教育課程推進事業費がございます。高知商業高校において、平成 25 年度から新たな学科コースが新設されることに伴う事業費でございます。

社会教育費に移ります。放課後児童クラブ施設整備事業費では、昭和小学校の放課後児童クラブ棟の新設を予定しております。

次の図書館費については、重点施策の事業の概要の中で改めて説明いたします。

最後に、自由民権記念館費でございますが、館内の空調設備の改修を予定しております。

次に、重点施策事業の概要についてご説明いたします。

最初に生徒指導充実事業でございます。県・市の連携による事業でございます。6名の生徒指導スーパーバイザーを学校に派遣し、生徒の問題対応の支援や生徒指導体制の組織的な確立をするとともに、4名の学校支援アドバイザーにより専門分野からの助言をいただきながら教員の生活指導、対応策の充実を図る事業でございます。

次に、土佐山小中統合整備事業費と土佐山小中一貫教育検討事業費でございます。

まず統合整備事業でございますが、平成 25 年度、26 年度の継続費として 9 億 5,000 万円の予算を計上して、現在のグラウンドの位置に校舎、体育館等を全面改築いたしまして、小中統合校として整備し、平成 27 年 4 月の開校を目指しています。

次に、一貫教育でございますが、平成 25 年度は教育内容検討委員会を発足して、中山間のモデル校として、特色と魅力のある教育内容を検討するとともに関係機関への周知も図っていききたいと考えております。

次に、小中学校の耐震対策でございます。平成 24 年度からの継続費である春野東小学校屋内運動場改築工事を完成させるとともに、第六小学校東舎をはじめ 12 棟の耐震補強設計、そして江陽小学校の屋内運動場の改築設計を実施します。

また、3 月補正予算での前倒し対応として、先ほど説明しました五台山小学校をはじめとする 3 校の屋内運動場の耐震補強工事を実施します。

次に、学校安全対策事業費でございます。地震の揺れが到達する前に安全確保のための備えができるよう、緊急地震速報装置を小・中学校、養護学校、商業高校にそれぞれ設置するとともに、地震発生後の校舎内の避難路を確保するために、窓ガラスの飛散を防止するフィルムの貼付も進めてまいります。

保幼小連携推進地区指定事業でございます。幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の充実を目指して、8 つの小学区を保幼小連携推進地区として指定し、のびのび土佐っ子保幼小連携プログラムを基とした実践を行っていくこととなります。

次に、新図書館等複合施設建設事業費でございます。平成 25 年度は、埋蔵文化財調査やシステム設計、実施設計等を行いまして、9 月から 12 月にかけての建築工事等の発注を目指しているところでございます。

防災土育成事業費でございます。災害対応に関する基礎的、基本的な技能を習得し、防災、減災活動を推進していくことのできる教員の養成、育成のために、民間資格である防災士の取得を進めていく事業でございます。

重点事業の最後、防災キャンプ推進事業、防災教育推進地域指定事業、救急救命士講習事業でございます。平成 24 年度に続いて、防災キャンプ地域指定事業を実施するとともに、新たに小学校 5 年生と中学校 2 年生の全児童・生徒を対象として、心肺蘇生法の技能講習を実施し、自助に根ざした共助のあり方を考えるとともに、助けられる人から助ける人への転換を目指していく授業を行います。

次に予算外議案でございます。高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例議案ですが、17 ページの条例改正新旧対照表を参考にさせていただければと思います。内容については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉

施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例整理に関する条例制定議案において、旧障害者自立支援法の変更に伴って、条例の規定の整理をするものでございます。

次に、高知市立公民館条例の一部を改正する条例議案。こちら、19 ページに新旧対照表がございます。内容は、平成 25 年 4 月 1 日に開館予定の高知市下知コミュニティセンターを社会教育法上の公民館として位置付けたことに伴って、条例の規定の整備を行うものでございます。

～ まで不動産取得議案がございますが、先ほど説明しました補正予算議案に関連するものでございます。買取り時期は、議会終了後の 3 月 29 日を予定しております。なお、この 4 件の買取りがすべて完了すると、学校建設公社の借方はゼロとなります。

初月小学校の不動産取得の内容でございますが、学校建設公社により平成 11・12 年度に先行整備した初月小学校の屋内運動場及びプール付属棟について、公社から 5 億 3,652 万円以内で買い取るものでございます。

の布師田小学校でございますが、同じく学校建設公社により昭和 56・57 年度に先行整備した特別教室棟の一部及び体育倉庫を公社から 3 億 2,529 万 9,000 円以内で買い取るものでございます。

の朝倉第二小学校でございますが、同じく公社により昭和 57・58 年度に先行整備した昇降口・渡り廊下棟及び特別教室棟の一部を公社から 4 億 8,044 万 3,000 円以内で買い取るものでございます。

次に、養護学校でございますが、同じく学校建設公社により平成 10 年度に先行整備した特別教室棟を公社から 5 億 8082 万 7,000 円以内で買い取るものでございます。

最後に、和解に関する議案でございます。内容は平成 15 年 10 月 4 日に市立中学校で発生した事故に関する国家賠償請求事件の和解について、市議会の議決を求めるものでございます。

これにつきまして、平成 21 年 6 月 8 日には、高知市を被告とする国家賠償請求事件の訴状が、高知地方裁判所に提出されて、高知市と相手方双方の陳述を経て、平成 25 年 2 月 13 日に高知地方裁判所から和解勧告の送付があったことから、今回の議案提出になったものでございます。

事故の概要は、一番下に書いてあるとおり、体育の授業で柔道をした後に当該生徒から頭が痛いとの訴えがあり、医療機関に搬送し緊急手術をしたものの、身体に障害が残ったというものでございます。なお、この和解解決金の全額は、全国市長会の学校災害賠償補償保険から補てんされることになっております。説明は以上でございます。

門田委員長

2 月定例会に出される内容について、詳しく説明がございましたが、これに関して質疑等はございますか。

西森委員

2 点ほどお聞かせください。

5 ページ、教育総務費の教育委員会費、スクールソーシャルワーカー配置事業で、172 万 7,000 円プラスと書かれていますが、これは何人位の配置を予定していますか。それから、現在、市でスクールソーシャルワーカーとして委託している方は何名ほどいますか。

もう 1 点、保幼小連携推進事業費で 220 万円計上されていて、その内訳は、研修会講師謝金、旅費で 88 万円、連携の研究発表冊子と印刷製本費で 91 万円となっています。これはすごく注目されている事業で、また非常に今後の発展が期待される事業ではないかと思えます。この内容を見ると、25 年度は、とりあえず、周知、研修から始まっていくというイメージでとらえていいでしょうか。

学校教育課長

保幼小連携推進地区指定事業については、この 8 地区を中心に実践に入っていく、そして実際に子どもたちの入学期からのスムーズな移行に向けて取組を進めていこうと考えています。現在、可能な形で就学前の組織の方にも働きかけをしておりますし、学校にもこういうプログラムを配布し、動いていこうと考えております。平成 25 年度は、周知というよりは、実際に実行し、実践をし、さらにそうした成果や取組内容を、冊子化し市のみならず県全域に発信していこうと考えております。

西森委員

そうすると、いずれもスタート、とっかかりということではなくて、そこは明確に金額で予算化されていないが実践があって、そして実際に動いていく覚悟であるということですね。

学校教育課長

8校区を地域指定しますが、そこを中心にまず動いていきます。それ以外のところはしなくていいということではないので、中心的な活動、働きかけはその8校区で行っていきませんが、こうした長い取組については全市的に行っていきたいと思います。

スクールソーシャルワーカーについては、現在7名ですが、2名増員の予定でございます。

門田委員長

他に、何かありますでしょうか。

山本委員

防災土育成事業ですが、何名位を防災士として育成する見込みでいますか。

教育政策課教育企画監

資料12ページをご覧ください。対象は市職員と教員で、70万円の予算をあげています。一人当たり掛かる費用が1万1,000円ですので、60名強を予定して予算計上しています。

山本委員

それは各校、バランスよくという形になりませんか。どんな形で育成を考えていますか。

教育政策課教育企画監

概ね各校1人くらいは出て来て欲しいという希望で予算計上しておりますが、学校の授業と合わせて、学校に働きかけていきたいと考えております。また、単年度ではなくて、何年間かにわたって防災士の養成を計画的に進めていきたいと考えております。

松原教育長

防災士は、学校の規模にもよるが、3名くらいは何としても防災士の資格を持った先生を各学校に配置して、災害が起こった時の対応とか、その準備とかいった問題に力を尽くしてほしいと思っています。5年位やらねばいけない可能性があります。

門田委員長

春野東小学校に、立派な屋内運動場が改築されるようですが、ここは場所的に津波の心配はありませんか。地震に対する地域の避難場所になれるようなところですか。

教育政策課長

市内の全ての小中学校は、避難所になっております。今回、新しい想定を受けまして2階建てとし、2階にアリーナで、1階に地域開放室、倉庫等ということです。

西森委員

予算議案の教育基金の積立金ですが、例えば、「本を買ってくださいという指定で寄附があれば本を買う予算に充てています。」というような説明を受けたようなことがあります。今までは、使途の指定があるような説明が多かったのに今回は使途の指定がなかったのか、というのが1点。

また、残額が2,700万円ほどあるということですが、大体どういったことに使われているのか教えてください。

教育政策課長

1点目の用途の指定ですが、教育振興のため、広く教育のために使ってくださいというありがたい寄付をいただきまして指定はございませんでした。

教育政策課長補佐

使途についてでございますが、指定された事柄に使った以外にも、教育費で予算が足りないところで、どうしても必要ということで、子ども科学図書館のボランティア用のパソコン購入をいたしました。ボランティアのパソコンがあまりにも古く何とかしてほしいということでしたので。それが1件、平成22年度にございました。平成23年度には、図書資料の購入です。これは図書資料購入に使って

ほしいという特目でございましたので、300万円分図書を購入しております。平成23年度に行った中学生パワーアップ選手権開催事業と、還流学習推進事業、いわゆる武者修行という形で大阪の方に派遣する事業にも支出しましたが、これも使途に希望のある特目の寄付でした。

西森委員

使途が特に指定されておらず「教育振興に向けて使ってください。」というものについては、貯まっていく傾向があるということでしょうか。もちろん、貯めていってもいいのですけれども。

松原教育長

せっかく、教育振興のためにということですので、我々としてはできるだけ有効に使いたいと思っています。第一義的には、予算に計上されればいいですが、不幸にして予算が削られるという問題があれば、それに充当してでも教育振興のために使いたいという思いもあります。

今回、充当してないのは、結構予算がついたという状況の中でそれを使わなかったということです。教育政策課長補佐

それと、昔は基金を積み立ててその果実、いわゆる利息分で色々な図書を購入しておりました。利率が高かったのでそういった活用もしておりました。現在も、ほとんど利息も付かない状態ですが、利息で本を買ってはおります。4、5冊程度の購入というようになってます。

西山委員

耐震補強に関わる件でお伺いします。今回の診断の結果、前倒しして耐震補強されるということですが、あと何校残ることになるのか教えてください。

教育政策課長補佐

平成24年度末で耐震性が確保されてない棟は71棟でございますが、平成25年度に実施予定としては、耐震性が確保されてない建物は56棟と想定しています。ただ耐震化率については、分母の全棟225が統合等で減ってきますので、若干前後するかと思います。

門田委員長

他にこの件について質疑はありませんか。

それでは、ただいま委員の皆さんから出されました色々なご意見を踏まえながら、教育委員会として市長に申し上げるべきについてはいかがでしょうか。

特になければお諮りしたいと思います。

市教委第1号「平成25年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、特段意見はなしと決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第1号は、そのように決しました。

次に、日程第3市教委第2号「第4次高知市スポーツ推進計画の諮問について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の和田義直でございます。

第4次高知市スポーツ推進計画の諮問について説明いたします。

この度の議案につきましては、本市の生涯スポーツ推進の指針となります第3次高知市スポーツ推進基本計画、平成16年3月に策定したものでございますが、策定からすでに8年経過しております。この策定の後、鏡、土佐山、また春野との合併、あるいは高知市総合運動場をはじめとする5施設につきまして指定管理者制度を導入するなど、本市のスポーツを取り巻く環境が大きく変化をしております。また、スポーツに対する実施目的、あるいは内容も多様化してきておりまして、行政、またスポーツ団体等に求められる役割についても改めて考えるべき時期であるということも踏まえまして、第4次高知市スポーツ推進計画の策定を行うこととしております。別紙21ページに触れてお

りますが、高知市スポーツ推進審議会条例第2条第1項並びに第1号の規定に基づいて、高知市スポーツ推進審議会に諮問をしようとするものでございます。

諮問は、来月開催を予定しております、平成24年度第2回高知市スポーツ推進審議会において、行いたいと考えています。また、答申は、平成26年2月頃にスポーツ推進審議会からいただければと考えております。

門田委員長

スポーツ振興基本計画についての説明がありましたが、この件に関して質疑等ありますか。

特にございませんか。

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第2号「第4次高知市スポーツ推進計画の諮問について」は、原案のとおり諮問することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第3号「高知市立学校教職員に係る措置について」ですが、この案件は人事に関する内容のため、秘密会といたしますがよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

門田委員長

秘密会を解きます。

議案審査はすべて終わりましたが、議案審査の中で、今教育界で話題になっているいじめや、体罰について話題がでました。その中でも体罰に関して、文部科学省から家庭や子どもたちやそして学校に対して、アンケートが実施されるという報道を耳にしております。そのことについて、委員会として説明をお聞きしたいですので、時間を取らせていただきます。よろしくをお願いします。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

お手元に配りましたのは、県教育委員会を通じて、文部科学省から送ってまいりました体罰の実態調査に関する依頼文書でございます。

1枚めくっていただくと、「体罰に係る実態把握について(依頼)」という文書で、県教育長名で2月20日に依頼があったものでございます。もう1枚めくると、「体罰に係る実態把握実施要領」で、対象として、教職員、児童生徒及び保護者という形での実施となっております。タイムスケジュールとしては、5ページにありますが、調査を実施した後、3月15日までに市町村の教育委員会に提出され、3月29日までに県教委に提出ということになります。こういった形で、実態報告書として提出することが求められています。

調査方法としては、9ページ以降にそれぞれ記載しておりますが、小学校1年生から3年生については、子どもが実際に自分で書き込むことは難しいですので、家庭に持ち帰って保護者と一緒に書くことになっております。それから小学校4年生から中学校3年生については、児童・生徒は、児童・生徒用アンケートに答え、保護者は保護者用アンケートに答えるという形になっております。それ

それ中学生用，小学生用という形で示していますが，いずれも自分が受けた，実際に経験したことについて答えましょうということになっています。

先ほど申しました報告の内容としては，体罰がどのような場面や場所で行われたのか，それから体罰の態様として，素手で殴る，棒などで殴る，蹴る，投げる，転倒させる，殴る・蹴る，その他といった形で，どういったことがあったのが答えるといった格好になっております。さらに，その後，被害の状況ですとか，把握のきっかけ，把握の手法といった形で報告するということになっております。

現在，学校ではこのアンケートの準備をしておりますが，もうすぐ実施すると思っておりますが，それぞれ体罰ではないかと把握できた案件については，ひとつひとつその状況を把握し，それが体罰に当たるのかどうか精査したうえで，教育委員会に上がってくるということになります。

私どもは，それを受けまして，それに対してどのような措置が，場合によっては懲戒が必要かということを審議したうえで，状況によっては県教育委員会に報告を上げていくこととなります。今回，市町村，学校から上がってきたものについては，私どもの方から県に報告してまいります。今回の体罰調査につきまして，大体の概要についてご説明いたしました。

なお，調査方法や，文面等については，文部科学省がこの様式でと示しておらず，各教育委員会に任されているものですが，報告項目としては，先ほど示しました内容について報告するということで，アンケートの内容もこれに準じた形にしておかないといけません。実際には，線引きが非常に難しいところがありますので，文部科学省が調べている内容に合わせて，高知市教育委員会では調査を実施していこうと考えております。以上でございます。

西山委員

今回の体罰の中には，言葉の暴力といいますか暴言といったものは含まないのですか。

学校教育課長

その件については，入れるかどうかについて議論があったと聞いていますが，言葉については，これは，定義づけが非常に難しいところがあるだろうということで，そういう状況があれば，その他の項目で回答することとし，項目としては作成しておりません。

西山委員

では，脅かしたとか，非常に大きな声で暴言を吐いたとかいうことがあれば，その他の項目で回答するのですね。分かりました。

門田委員長

ただいまの説明に質問やご意見がありましたらお願いします。

松原教育長

体罰の定義には，例えば先ほどあったような暴言なども含まれているのですか。

つまり，体罰とは，そうした精神的なものでなくて，肉体的な苦痛を与えるということが今回の体罰の定義になっているのでしょうか，それとも，そうした精神的なことも含めたもので定義になっているのでしょうか。

学校教育課長

今回の調査そのものの主たる目的は，肉体的なものに当たろうかと思っております。ですが，そういった定義の部分につきましても一定議論があったと聞いております。

門田委員長

要するに，肉体的に何か加えたら，ここではすべて体罰として調査するのですね。

学校教育課長

例えば，子どもが体罰をされたと感じれば，体罰がありましたという項目に丸が付いて返ってきます。その状況について，まずはしっかり確認したうえで，それがいわゆる報告するような体罰に当たるかどうかという精査はする必要があろうかと思っております。

松原教育長

そしたら実際の生の数字が返ってくるのではなくて，子どもが体罰されたということがあったら，

それを精査して体罰に当たるかどうかを学校が判断したその数が返ってくるということですか。

学校教育課長

数というか、その案件が上がってくるということです。

例えば、どこどこの小学校で何件ありました、回答が何%ありましたということではなくて、いわゆる体罰だと考えられる事例が上がってくるという趣旨のアンケートですね。

門田委員長

先生方には、あなたは体罰をしたことがありますかというような調査は来るんですか。

学校教育課長

それが、19、20 ページにあります教職員用のアンケートです。

門田委員長

そしたら、先生の答えた数と、子どもたちと保護者の答えた数が合わない可能性が大いにあるということですよ。その辺りを、是非きちんと精査していただいて報告しなければならないと思います。

山本委員

アンケート用紙には、体罰を行ったとか受けたことがありますと回答した場合に、いつごろと書くところが1か所しかないが、複数回の時には書かなくてよろしいのですか。

学校教育課長

何回かある場合でも、同一の教員が行うと1件として考え、1件の中で何回か同じことがあったというカウントをする考え方です。ですから、Aという教諭がある子どもに対して2回体罰を行ったとしたら、案件としては1件で、実際の行為が2回あったという表現になろうかと思います。

それと、どの先生からされましたかという表現をあえて質問のなかに入れていません。というのはそれを書くのが、子どもたちの、書く側のプレッシャーになるのではないかと考えられるためです。あったかなかったかを聞いたうえで、その内容については聞き取りをしましょうというスタンスで、誰先生からとか誰からということは、記載しないという形にしています。

門田委員長

その聞き取りは、学校長ですか。

学校教育課長

管理職を中心にやっていくということになろうかと思います。

山本委員

もし、これで聞き取り調査をやって、これまでにでてないものが出てきた場合は、どうなるのですか。

学校教育課長

それぞれの案件を勘案して、一定の措置なり、懲戒に至ることもありえます。

西山委員

新たな事実としてですね。

委員会としては、学校長に対して、どういう目的でこのアンケートを実施するかということと、アンケートを取った結果に対してどういう備えがありますよということを示すのですよね。やはり、確認を取っておかなくてはいけないことは、実態としてはどうなんだということが実態調査の目的の一つですよ。それから二つめは、実態があれば、それを正していかなければいけないので、正すべき手段に出ますよ。三つめには、指導方法のあり方といったところを改善していくテーブルにつきましよう、という流れでしょうかね。

学校教育課長

この依頼が来た時、校長会では、この調査の趣旨や今後の対応について、私どもも参加して徹底をし、確認しております。

ですから、当然これは何かがあって処置をするためというのではなくて、正すべきことがあったら、きちんと正したうえで、今後どうしていくか、指導をどう改善していくかということに繋げないとい

けない。単に、こういうことがあったということ掘り起こすだけのアンケート、調査に終わってはいけないということは、学校長の方も一致した認識を持っていると思います。

門田委員長

是非、そのように徹底させて、アンケートしていただきたいと思います。

他にこの件ではありませんか。

西山委員

おそらくこれのアウトプットが、色々な形で報道に出ると思います。大事なことは、そういう氷山の水面下に隠れているところを明らかにして、教育環境を整えるのが目的で、アンケートしているんだということを明確にマスコミに伝えておきたいですね。

やはり、今回の一連の体罰に関わる問題については、アンケートもとり、それで報道も当然いろんな形で書かれてくると思います。だから、最初の段階から、こういうアンケートをするということは、報道にも言っておいた方がいいし、それでアンケートの目的は、教育環境を良くするために実施するんだということを話しておくのがよいでしょう。

門田委員長

よろしくをお願いします。

西森委員

私が今、話題にしたいと思ったのは、例えば9ページ、保護者への依頼文書で、まずは協力依頼をした後で、「はじめに、「体罰」についてご説明します。よくお読みください。(中略)「体罰」はいかなる場合においても行ってはいけないとされています。」というこの部分です。

前回、別の場面で西山委員さんが、体罰について皆でしっかりと議論をして十分そこを納得するように、とのお話がありました。ここで、やはり納得しておかなければいけないのは、何で体罰がいけないかだと思います。

特に教育現場のことは良く分かりませんが、法律ではいけないと言ったら、要するに信号の話と一緒に、「法律でいかにと言われているからいかなのや。別に車おらなかつたら、渡ってもかまんがやね。」みたいな話とどっか似てしまうのではないか。

体罰は何でいけないのか、何で禁じられているのか、親がしても許容されているのに、なぜ学校の先生がしてはいけないのかというところで 私なりに色々思ったりもします。何か 暴力というのは、失敗したら取り返しがつかない。まず冤罪だった時には、ものすごく心の傷を残して取り返しがつかない。冤罪じゃなくても、人格を否定されたという意味で、その子にとっては深い傷になる。さらに言えば、果たしてそれは合理的、かつ必要な指導なのか。結果に対してきちんと統計とか、実際的に、科学的にその根拠として、この子に対してこういう暴力をふるうことによって、こういう結果が出せるのであります、というように明確に説明できる人が果たしているのかどうか。いないとすれば、体罰とか暴力というのが、ある程度指導上必要だというのは、単なる迷信でしかないこととなります。

そういう意味合いにおいて、体罰というのはいけないだということを、私などが申し上げるより、学校現場の方々は、確かに分かっているらっしゃると思うんです。逆に、そんなこと言われたら指導なんかできないというような方は、そんなにはいないと思うんです。が、なにか難癖をつけるようですが、法律ではこれはいけないとされていますという書き方では、多分そこで終わってはいけないだろうという気がしたので、現場の方が十分わかっていることを申し上げました。

松原教育長

この体罰の問題ですごく難しい問題の一つに、部活でもそうですが、一方で体罰肯定の考え方の保護者がいるということです。勝つためにやって欲しいという。だから、そういう状況の中で指導していきますから、どうしても一方で批判されていても、一方ではすごく神様のように慕われるという二重構造になっていくわけです。こっちは否定されているが、こっちは神様のように慕われる、こういう体質を根本から根絶していくということまでいかないと、本当の解決にはならないという感じがします。だから、我々が保護者に対しても、PTAに対しても、体罰の問題については、やっぱり絶

対しないんだという主張を、そういう形ですることによって、親も変わっていく。親もそういう体罰を容認する形でなくて、否定する形を作っていくということをして行けば、自ずと先生の体罰もなくなっていく可能性はあると思う。

我々が育った時代というのは、ほんとに体罰も肯定された時代であった感じですが。学校教育では体罰はいかん、禁止と書かれているが、一方では、すごく体罰を含めて、スポーツだったらそれだけのことはやらないといけないというような感じがあった気がする。そこら辺りが、桜宮高校なんかは今メスが入れているという感じがします。これだけ実態を浮き彫りにしていくということは、徹底的にそこにメスを入れていくくらいの覚悟を持っていないと、何もかにも掘り起こして、そのままにってしまう形にしまったら、せっかくの調査が生きてこないと思います。

西山委員

一つには、体罰で手を上げたりとかしたくなる、手を上げざるを得ない指導者の心境といいますか、そのものを改善していくというか、正していくことです。やはり手が出るのは駄目だし、手が出そうになった時は、一体どういうことなのか、そうではなくてどういう形の指導方法があるかということころにも踏み込むということではないかと思う。おそらくメスを入れるというのは、その部分だろうと思います。今までは、手を上げても大事でない、あるいはそういうやり方を是とされていたところが、よく考えてみれば、それは本当に適切かどうかを常に正していかないと、世の中の進歩はない訳ですから。これは良くなるための大事なステップと捉えて、前を切り拓いていった方がいいと思います。

ただ、過去にあった、色んなことあった、いわゆる体罰があった、それに対する懲戒というのは問うべきではないと。それよりも先に、大事なことは、どういう指導方法に変えていって、よくしていくのだということを、一つの制度として出せば前に進むと思います。

冒頭にもあるように、大阪での体罰による自殺というところに結びつけているのであって、生命が奪われるくらい重大な事件になっていることを書いているのであって、それよりもこれからの指導方法はどうかという点で、更にいいものにしていくということ。それと後、教職員への問いかけにしても、懲罰といったことは問わないというくらいのことを行った方がいいかも知れませんね。色んなことが出ても、それは、これから正していくことだし、よりよい指導方法を確立していくために、洗いざらいお話くださいというような形で行わないと、魔女狩りみたいなことになると、非常にまずいことになるのではないのでしょうか。

門田委員長

このアンケートをすることで、子どもたちも学校の先生方も、もっといい教育環境が得られればということを願いながらやるアンケートでないという意味がないと思います。ただのアンケートになってしまったり、かえって先生方のやる気をなくしてしまうようなことになってはいけないと思います。

また、部活を担当する先生は、部活で勝つことで、学校の名誉ではないけれど、学校を評価してもらえる糸口になるとか、それで成果を上げた先生自体もすごく評価される。それから、高校進学なんかにプラスになるんですかね。クラブでいい成績残してたら。そういうことなんかも、先生が必死になってやる背景にもなるだろうし、頑張った子どもは、頑張ったなりのご褒美が要るんでしょうけれども、色んなことが絡んで、部活の体罰なんかは繋がっている様な感じがします。

松原教育長

まさにそのことなんですよ。桜宮高校の問題に対して、桑田真澄が指導者で行ったりしたでしょう。その桑田真澄が言っていることは、これまでの暴力で教えるような部活動のあり方は、時代遅れだと。一人ひとりの子どものいいところをほめながら、伸ばしていくような部活動のあり方を、マスコミの中で言っていましたよね。そういうように変わらなければいけないということだと思う。

今回の問題で、ただ勝ち負けの問題というよりも、そうした指導を変えることによって、そういうことにも繋がっていくということですよ。昔のようにスパルタ教育で、大松監督が東洋の魔女を指導したみたいな感じでやるような部活のあり方よりも、褒めて育てる部活のあり方が今問われている

という状況ではないでしょうか。

スポーツが教育に戻る，ということですよね。

門田委員長

学問にしても，スポーツにしても，それをしっかりやっていくには，ある程度厳しさもいるし，子どもたちも，それなりのものすごい努力が要るということも，学校現場で教えていかなければいけないことです。

このアンケートが，教育環境を更によくする，高知市の教育が更によくするアンケートになることを願っております。また教育委員会もこの結果を見守っていきたいと思っていますので，どうぞよろしくをお願いします。

以上で全部終わりました。

閉会 午後4時10分

署 名

委員長 _____

5番教育長 _____